

## (仮称)長野市 公契約等基本 条例・骨子案

# 公共工事等の下請労働者に適正賃金を より実効性ある条例にするため 市に意見を上げよう

長野市は「公契約等基本条例」の制定に向け、条例骨子案をまとめ、現在、市民のパブリックコメントを求めています。12月市議会定例会に条例案が提案される予定です。

「公契約等基本条例」は、地域経済の健全な発展と市民が幸せを実感し安心して暮らし続けられるまちづくりをめざし、公契約等の公正性・競争性・透明性を向上させ、市民に良好な公共サービスを提供するとともに、公契約に従事する労働者の労働環境の向上を図ることを目的とします。

そのために、元請けと下請業者との対等な立場での合意に基づいた契約を求め、下請業者に至るまで、適正な労働環境が確保されるよう、賃金などの労働条件や安全衛生などについて報告書の提出を義務付けるとともに、法令違反等の疑いがある場合には、労働者が市に申出ができる仕組みを設けています。【詳しくは長野市サイトを参照ください】

- \* 建設土木請負契約や業務委託契約のほか、公共施設の指定管理協定も対象となります。
- \* 公契約に携わるすべての労働者が対象で、一人親方や派遣労働者も含まれます。

**公契約とは**…国や自治体が、行政の目的を遂行するために民間企業や民間団体と締結する契約のこと。市が発注する建設土木工事の請負契約や公共施設の清掃・警備などの業務委託契約のことです。



理念条例とはいえ、とても意義のある条例です。問題は、この条例が、元請け段階から下請け・孫請けの事業者のすべての労働者にまで適正な賃金の支払いが行き渡るか否かにあります。

全国的には、公契約を結ぶにあたり、最低賃金を上回る自治体独自の賃金下限額（例えば公共工事設計労務単価の90%）を設け、適正な賃金を確保しようとする条例が制定されています。建設現場の下請けでは、設計労務単価の63%の賃金しか支払われていない実態（県建設産業労働組合調べ）があります。

条例の理念・目的、仕組みなどの骨格について議

論してきた「公契約検討委員会」では、賃金下限額の設定・導入について賛否両論があり、見送られることになってしまいました。

条例の趣旨・目的がより実効性ある形で実現されるよう、条例骨子案に対し意見を上げていきましょう。皆さんの声で、公契約に携わる労働者の適正な賃金、よりよい労働環境を実現しましょう。

## こんな意見を上げよう！意見・提案の5つのポイント

- ① 公共工事設計労務単価等を基準とする市独自の賃金下限額を盛り込み、建設工事等における適正な賃金の支払い、労働環境の向上を実現してください。
- ② 労働環境報告書の提出義務の対象となる工事請負・業務委託の予定価格を引き下げ、対象を拡大してください。  
\* 骨子案では、予定価格1億円以上の建設工事（平成30年度で28件・3.5%）、1千万円以上の業務委託契約（平成30年度で122件・13.3%）が対象で限定されています。
- ③ 法令違反等の労働者の申出について、すべての労働者に周知する趣旨及び相談窓口の開設を条例に盛り込んでください。
- ④ 条例及び法令違反事案に対し、市が立ち入り調査する規定を盛り込んでください。
- ⑤ 条例の運用状況を検証するため必要に応じ「協議の場」を設けるとされますが、市の附属機関となる審議会を設置し条例の運用及び効果を恒常的に検証して下さい。また3年から5年の期間内において条例をステップアップさせる条例見直し規定を明記して下さい。

パブリックコメントは9月23日が締め切りです。裏面の意見・提案用紙を活用し、長野市に送付してください。

【取扱団体】

**(仮称)長野市公契約等基本条例(案)骨子についての意見・提案用紙**  
※令和2年9月23日(水)までにご意見をお寄せください。

氏名 (団体名)	(フリガナ)
住 所	〒
電 話 番 号	差し支えなければご記入ください。

**意見・提案等(ご意見等とその理由についてもお書きください。)**

例) ○ページ ○○について○○○

ご協力ありがとうございました。

提出先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市役所財政部契約課  
FAX : 026-224-5067 Eメール : keiyaku@city.nagano.lg.jp